



# 和歌山県報

発行 和 歌 山 県  
和歌山市小松原通一丁目 1 番地  
毎週火、金曜日発行

目 次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則		
*2 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則	(障害福祉課)	..... 1
○ 公安委員会規則		
*1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する和歌山県公安委員会の事務の 和歌山県警察本部長への委任等に関する規則の一部を改正する規則		..... 2
○ 告示		
132 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定	(障害福祉課)	..... 2
133 保安林の皆伐面積の公表	(森林整備課)	..... 2
134 保安林予定森林	( " )	..... 3
135 保安林の指定	( " )	..... 3
136 平成25年度和歌山県立図書館資料(図書)納入業務に係る一般競争入札に参加する者に 必要な資格等	(教育委員会)	..... 4
137 平成25年度和歌山県立図書館資料(逐次刊行物)納入業務に係る一般競争入札に参加す る者に必要な資格等	( " )	..... 5
○ 公告		
入札公告	(教育委員会)	..... 7
"	( " )	..... 10

## 規 則

### 和歌山県規則第2号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年2月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和42年和歌山県規則第15号)の一部を次のよう  
に改正する。

第26条を次のように改める。

#### 第26条 削除

別記第7号様式中「保護者」を「現に本人の保護の任に当たっている者」に改める。

別記第12号様式の2中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた  
めの法律」に改め、「共同生活介護(ケアホーム)」を削る。

別記第29号様式及び別記第30号様式を次のように改める。

別記第29号様式及び別記第30号様式 削除

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記第12号様式の2の改定規定は、平成25年4月1日から  
施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則別記第7号様式及び別記第12号様式の2の規定による用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

**公安委員会規則**

**和歌山県公安委員会規則第1号**

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する和歌山県公安委員会の事務の和歌山県警察本部長への委任等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年2月1日

和歌山県公安委員会委員長 片山博臣

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する和歌山県公安委員会の事務の和歌山県警察本部長への委任等に関する規則の一部を改正する規則

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する和歌山県公安委員会の事務の和歌山県警察本部長への委任等に関する規則（平成4年和歌山県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに法第15条第1項」を「、法第15条第1項」に、「同条第2項」を「同条第3項」に、「同条第3項及び第4項」を「同条第4項及び第5項」に改め、「規定する事務」の次に「並びに法第30条の11第1項の規定に係る仮の命令に係る同条第3項及び第4項に規定する事務」を加える。

第2条中「及び第30条の3」を「、第30条の3、第30条の7第1項又は第30条の10第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**告 示**

**和歌山県告示第132号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（精神通院医療）を指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成25年2月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 薬局

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定年月日
そうごう薬局木枕店	和歌山市木枕41-6	庄野久美	平成 25. 2. 1

**和歌山県告示第133号**

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定により、平成25年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度たる面積を次のとおり公表する。

平成25年2月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度たる面積（ヘクタール）
紀南地域水源涵養保安林 <sup>かん</sup>	3,856.55
紀中地域水源涵養保安林 <sup>かん</sup>	1,533.81
紀北地域水源涵養保安林 <sup>かん</sup>	402.82

紀南地域土砂流出防備保安林	912.37
紀中地域土砂流出防備保安林	383.82
紀北地域土砂流出防備保安林	405.57
紀南地域干害防備保安林	9.27
紀中地域干害防備保安林	7.93
紀北地域干害防備保安林	15.72
和歌山県全域保健保安林	156.20

**和歌山県告示第134号**

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成25年2月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林予定森林の所在場所 田辺市長野字谷尾429（次の図に示す部分に限る。）、430、431（次の図に示す部分に限る。）、432の1、432の2（次の図に示す部分に限る。）、432の3、432の10、432の11、432の15、434の1、434の2、435の1

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字谷尾429・430・435の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第135号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成25年2月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林の所在場所 田辺市鮎川字鉛山3309の1（次の図に示す部分に限る。）、3309の12

2 指定の目的 土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 和歌山県告示第136号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条の規定に基づき、平成25年度和歌山県立図書館資料(図書)納入業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成25年2月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 1 入札に付する事業

平成25年度和歌山県立図書館資料(図書)納入業務

#### 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格事項

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、次の要件を満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 自己又は自社の役員又はその支店若しくは営業所等の代表者その他経営に実質的に関与している者が、次のいずれにも該当しない者で、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約できる者であること。
  - ア 和歌山県暴力団排除条例(平成23年和歌山県条例第23号。以下「暴力団排除条例」という。)第2条第3号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)であると認められる者
  - イ 暴力団(暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
  - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていると認められる者
  - エ 暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
  - オ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
  - カ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当に利用するなどしていると認められる者
- (4) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (6) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加を停止されていない者であること。
- (7) 国税、県税及び市町村税に未納がない者であること。
- (8) 県が定める仕様書に基づき、適正に業務を遂行することができると認められる回答書を提出した者であること。

#### 3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない当該法人の登記事項証明書

エ 印鑑証明書

- オ 財務諸表 (個人にあつては、青色申告書又は白色申告書の写し、資産負債額調及び損益計算書)
- カ 使用印鑑届
- キ 納税証明書
- ク 誓約書
- ケ 委任状 (申請者が代理人を選任した場合)
- コ 和歌山県が示す仕様書に対する回答書

(2) (1) のア、イ、カ及びクからコまでに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、仕様書及びこれらの申請用紙は、平成25年2月1日 (金) から同月15日 (金) までの月曜日を除く日の午前10時から午後5時までの間に、6に掲げる場所で配布を行う。

(3) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は平成25年2月15日 (金) までの午前10時から午後5時までの間に、和歌山県立図書館総務課に対して書面 (ファクシミリを含む。) により行うものとする。

#### 4 資格審査説明会の場所及び日時

##### (1) 場所

和歌山市西高松一丁目7番38号  
和歌山県立図書館 1階 総務課 会議室

##### (2) 日時

平成25年2月7日 (木) 午後3時から

#### 5 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成25年2月7日 (木) から同月15日 (金) までの月曜日を除く日の午前10時から午後5時までの間に、6に掲げる場所で受け付ける。

#### 6 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県立図書館総務課  
和歌山市西高松一丁目7番38号  
郵便番号 641-0051  
電話番号 073-436-9500  
ファクシミリ番号 073-436-9501

#### 7 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

#### 8 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成25年2月26日 (火) までに通知する。

#### 9 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1) の説明は、平成25年3月8日 (金) 午後5時までに書面により求めるものとする。

(3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答については、平成25年3月19日 (火) までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2) の書面の提出先は、6に掲げる場所とする。

#### 和歌山県告示第137号

地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。) 第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号) 第4条の規定に基づき、平成25年度和歌山県立図書館資料 (逐次刊行物) 納入業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格

及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成25年2月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 入札に付する事業

平成25年度和歌山県立図書館資料（逐次刊行物）納入業務

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格事項

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、次の要件を満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 自己又は自社の役員又はその支店若しくは営業所等の代表者その他経営に実質的に関与している者が、次のいずれにも該当しない者で、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約できる者であること。

ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていると認められる者

エ 暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

オ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

カ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当に利用するなどしていると認められる者

- (4) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。

- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

- (6) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加を停止されていない者であること。

- (7) 国税、県税及び市町村税に未納がない者であること。

- (8) 県が定める仕様書に基づき、適正に業務を遂行できると認められる回答書を提出した者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない当該法人の登記事項証明書

エ 印鑑証明書

オ 財務諸表（個人にあっては、青色申告書又は白色申告書の写し、資産負債額調及び損益計算書）

カ 使用印鑑届

キ 納税証明書

ク 誓約書

ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

コ 和歌山県が示す仕様書に対する回答書

- (2) (1) のア、イ、カ及びクからコまでに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、仕

様書及びこれらの申請用紙は、平成25年2月1日（金）から同月15日（金）までの月曜日を除く日の午前10時から午後5時までの間に、6に掲げる場所で配布を行う。

- (3) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は平成25年2月15日（金）までの午前10時から午後5時までの間に、和歌山県立図書館総務課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

#### 4 資格審査説明会の場所及び日時

##### (1) 場所

和歌山市西高松一丁目7番38号  
和歌山県立図書館 1階 総務課 会議室

##### (2) 日時

平成25年2月7日（木）午後2時から

#### 5 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成25年2月7日（木）から同月15日（金）までの月曜日を除く日の午前10時から午後5時までの間に、6に掲げる場所で受け付ける。

#### 6 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県立図書館総務課  
和歌山市西高松一丁目7番38号  
郵便番号 641-0051  
電話番号 073-436-9500  
ファクシミリ番号 073-436-9501

#### 7 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

#### 8 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成25年2月26日（火）までに通知する。

#### 9 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1) の説明は、平成25年3月8日（金）午後5時までに書面により求めるものとする。
- (3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答については、平成25年3月19日（火）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
- (5) (2) の書面の提出先は、6に掲げる場所とする。

## 公 告

### 入 札 公 告

平成25年度和歌山県立図書館資料（図書）納入業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成25年2月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 1 一般競争入札に付する事項

##### (1) 事業年度

平成25年度

##### (2) 調達物品の名称及び数量

和歌山県立図書館納入資料（図書）一式

(3) 調達物品の仕様等

入札説明書による。

(4) 納入場所

和歌山市西高松一丁目7番38号

和歌山県立図書館

田辺市新庄町3353-9

和歌山県立紀南図書館

(5) 納入期間

平成25年4月1日（月）から平成26年3月31日（月）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格事項

平成25年和歌山県告示第136号に規定する和歌山県立図書館資料（図書）納入業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

和歌山市西高松一丁目7番38号

和歌山県立図書館総務課

(2) 日時

平成25年2月1日（金）から同月15日（金）までの月曜日を除く日の午前10時から午後5時まで

4 入札説明書を交付する場所及び日時等

(1) 入札説明書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 場所

3の（1）に同じ。

イ 日時

3の（2）に同じ。

(2) (1) の規定により交付する入札説明書に対して質問のある者は、5に掲げる入札説明会において質問を行うものとし、その後は、平成25年2月15日（金）までの月曜日を除く日の午前10時から午後5時までの間に、和歌山県立図書館総務課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 入札説明会の場所及び日時

入札説明会の場所及び日時は、次のとおりとする。

(1) 場所

和歌山市西高松一丁目7番38号

和歌山県立図書館 1階 総務課 会議室

(2) 日時

平成25年2月7日（木）午後3時から

6 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市西高松一丁目7番38号

和歌山県立図書館 1階 総務課 会議室

イ 入札日時

平成25年3月22日（金）午後2時30分から

ウ 開札場所

アに同じ。



エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便により入札書の提出を行う者は、書留郵便により一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成25年3月22日(金)午後2時30分までに和歌山県立図書館総務課に必着するように行わなければならない。

#### 7 入札方法

入札者は、資料(図書)の本体価格(消費税及び地方消費税相当額を除く。)に対する納入金額(消費税及び地方消費税相当額を除く。)の割合(百分率で表示するものとし、小数点以下第1位までとする。以下「納入率」という。)を入札書に記載すること。

#### 8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、5に掲げる入札説明会において示す納入資料(図書)予定金額(消費税及び地方消費税相当額を含む。以下「納入資料(図書)予定金額」という。)の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

#### 9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、納入資料(図書)予定金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

#### 10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格の停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

#### 11 入札執行方法の細目

(1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県立図書館の職員が立ち会うものとする。

(3) 予定納入率の範囲内で最低の納入率をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同納入率の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県立図書館の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、落札者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

(6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵便による入札を行った者で6の(1)に規定する日時に入札の場所に参加していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

#### 12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否  
否

14 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県立図書館総務課

イ 所在地

和歌山市西高松一丁目7番38号

郵便番号 641-0051

電話番号 073-436-9500

ファクシミリ番号 073-436-9501

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) この入札は、平成25年2月和歌山県議会において、平成25年度和歌山県当初予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更をするものとする。

15 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : The material delivery business of Wakayama prefectural library : 1 set

(2) Date and time for tender : 2:30 P.M. Friday 22 March 2013

(3) Contact point for the notice : General Affairs Division of Wakayama prefectural library,  
1-7-38 Nishitakamatsu Wakayama City WAKAYAMA 641-0051 Japan  
TEL 073-436-9500 (FAX 073-436-9501)

### 入札公告

平成25年度和歌山県立図書館資料（逐次刊行物）納入業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成25年2月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

平成25年度

(2) 調達物品の名称及び数量

和歌山県立図書館納入資料（逐次刊行物）一式

(3) 調達物品の仕様等

入札説明書による。

(4) 納入場所

和歌山市西高松一丁目7番38号

和歌山県立図書館

田辺市新庄町3353-9

和歌山県立紀南図書館

(5) 納入期間

平成25年4月1日（月）から平成26年3月31日（月）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格事項

平成25年和歌山県告示第137号に規定する和歌山県立図書館資料（逐次刊行物）納入業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

和歌山市西高松一丁目7番38号  
和歌山県立図書館総務課

(2) 日時

平成25年2月1日（金）から同月15日（金）までの月曜日を除く日の午前10時から午後5時まで

4 入札説明書を交付する場所及び日時等

(1) 入札説明書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 日時

3の(2)に同じ。

(2) (1)の規定により交付する入札説明書に対して質問のある者は、5に掲げる入札説明会において質問を行うものとし、その後は、平成25年2月15日（金）までの月曜日を除く日の午前10時から午後5時までの間に、和歌山県立図書館総務課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 入札説明会の場所及び日時

入札説明会の場所及び日時は、次のとおりとする。

(1) 場所

和歌山市西高松一丁目7番38号  
和歌山県立図書館 1階 総務課 会議室

(2) 日時

平成25年2月7日（木）午後2時から

6 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市西高松一丁目7番38号  
和歌山県立図書館 1階 総務課 会議室

イ 入札日時

平成25年3月22日（金）午後2時から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便により入札書の提出を行う者は、書留郵便により一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成25年3月22日（金）午後2時までに和歌山県立図書館総務課に必着するように行わなければならない。

7 入札方法

入札者は、資料（逐次刊行物）の本体価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。）に対する納入金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の割合（百分率で表示するものとし、小数点以下第1位までとする。以下「納入率」という。）を入札書に記載すること。

## 8 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、5に掲げる入札説明会において示す納入資料（逐次刊行物）予定金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。以下「納入資料（逐次刊行物）予定金額」という。）の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

## 9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、納入資料（逐次刊行物）予定金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

## 10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格の停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

## 11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県立図書館の職員が立ち会うものとする。
- (3) 予定納入率の範囲内で最低の納入率をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同納入率の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県立図書館の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、落札者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵便による入札を行った者で6の（1）に規定する日時に入札の場所に参加していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

## 12 契約書の要否

要

## 13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

## 14 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県立図書館総務課

イ 所在地

和歌山市西高松一丁目7番38号

郵便番号 641-0051

電話番号 073-436-9500

ファクシミリ番号 073-436-9501

- (2) この入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) この入札は、平成25年2月和歌山県議会において、平成25年度和歌山県当初予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更をするものとする。

15 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : The material delivery business of Wakayama prefectural library : 1 set
- (2) Date and time for tender : 2:00 P.M. Friday 22 March 2013
- (3) Contact point for the notice : General Affairs Division of Wakayama prefectural library,  
1-7-38 Nishitakamatsu Wakayama City WAKAYAMA 641-0051 Japan  
TEL 073-436-9500 (FAX 073-436-9501)